

平成25年5月1日

受益者の皆様へ

みずほ投信投資顧問株式会社

「グローバル・インフラ関連株ファンド」の繰上償還（信託終了）（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「グローバル・インフラ関連株ファンド」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、運用の基本方針に則った運用を行うことが困難な状況となっていることから、平成25年7月30日をもって信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）することを予定しておりますことをご案内申し上げます。

また、繰上償還（信託終了）を実施する場合には、当ファンドにおける平成25年6月27日以降の新規の取得申込みを受け付けられないものとする信託約款変更を同時に実施いたします。

受益者の皆様におかれましては、本書および別添の「書面決議参考書類」をご確認いただき、一般の繰上償還（信託終了）および信託約款変更につき、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 繰上償還（信託終了）および信託約款変更を行う理由について

当ファンドは、信託約款第47条第2項において、受益権の口数が10億口を下回る場合には、繰上償還（信託終了）させることができる旨を規定しております。

現在、当ファンドの受益権口数は、10億口を下回る状態が続いており、今後も残高の回復が見込み難しく、運用の基本方針に則った運用を行うことが困難な状況となっています。このような環境下、弊社といたしましては、当ファンドの運用を継続することは受益者の皆様にとって好ましくなく、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための書面決議の手続きを行うことといたしました。

また、繰上償還（信託終了）を実施する場合には、新規資金を効率的に運用することが困難となるため、当ファンドにおける平成25年6月27日以降の新規取得申込みを受け付けられないものとする信託約款変更を同時に実施いたします。

2. 繰上償還（信託終了）および信託約款変更の日程について

- ① 書面決議の対象受益者の確定日 平成25年5月1日（水）
- ② 書面による議決権の行使の期限 平成25年6月4日（火）まで
- ③ 書面決議の日 平成25年6月5日（水）
- ④ 反対受益者の買取請求期間 平成25年6月6日（木）から平成25年6月25日（火）まで
- ⑤ 新規の取得申込みの中止（予定） 平成25年6月27日（木）以降
- ⑥ 繰上償還（信託終了）日（予定） 平成25年7月30日（火）

※ 繰上償還（信託終了）が実施される場合、平成25年6月27日（木）以降は、新規の取得申込みを受け付けられないものとする信託約款変更を併せて行います。

3. 書面による議決権の行使の方法について

受益者の皆様は、書面により議決権を行使することにより、当ファンドの繰上償還（信託終了）および信託約款変更に対する賛否の意思表示を行うことができます。

なお、新規の取得申込みを受け付けられないものとする信託約款変更は、繰上償還（信託終了）を前提として行うものであるため、当該信託約款変更のみの対応は行わないことを予めご了承ください。

議決権を行使する場合は、みずほ投信投資顧問株式会社の下記①にてご案内の宛先に、同封の「議決権行使書面」に下記②の内容をご記入のうえ、同封の返信用封筒に封入し、ご郵送いただきますようお願い申し上げます。議決権行使書面は、平成25年6月4日までに到着した分を、有効とさせていただきます。

また、書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送いただかない場合）は、当ファンドの繰上償還（信託終了）および信託約款変更について、賛成するものとしてお取り扱いさせていただきます。したがって、賛成いただける場合には特段のお手続きをとっていただく必要はありません。

書面による議決権の行使については、平成25年5月1日現在の受益者の皆様を対象としております。平成25年5月2日以降の受益権口数（平成25年4月30日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりませんので、ご了承願います。

① 宛先

〒108-6311 東京都港区三田 3-5-27
みずほ投信投資顧問株式会社
信託約款変更・繰上償還受付係

② ご記入またはご確認いただく内容

a. 記入日 b. 賛成・反対の別（○印で表示） c. 電話番号（日中連絡先）
d. 住所

- ※ 「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「氏名又は法人名」、「保有受益権口数」、「取扱販売会社」を、予めご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ※ 複数回議決権を行使された場合（議決権行使書面を複数回送付された場合）は、最後の行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ 賛成・反対の表示がない議決権行使書面を送付いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ※ 複数の販売会社で当ファンドを保有の方は、それぞれの販売会社より書面が送付されます。
- ※ 議決権行使書面にご記入いただく上記の内容に不備等がある場合には、議決権の行使ができなくなる場合がありますのでご注意ください。
- ※ 議決権の行使をされた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社とみずほ投信投資顧問株式会社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。なお、ご返信いただきました議決権行使書面の内容の確認のため、取扱販売会社またはみずほ投信投資顧問株式会社よりお電話を差し上げる場合がありますのでご了承ください。

③ 書面による議決権の行使期限

平成25年6月4日（火）到着分まで

4. 繰上償還（信託終了）および信託約款変更の実施について

【繰上償還（信託終了）および信託約款変更を行う場合】

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上でかつ、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成25年7月30日に、当ファンドを繰上償還（信託終了）するとともに、平成25年6月27日以降の新規取得申し込みを受け付けないものといたします。

【繰上償還（信託終了）および信託約款変更を行わない場合】

受益者の皆様の賛成が得られず書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還（信託終了）および信託約款変更は行いません。この場合、繰上償還（信託終了）および信託約款変更を行わない旨を、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

※ 書面決議の結果は、平成25年6月5日（書面決議の日）以降、みずほ投信投資顧問株式会社のホームページ（<http://www.mizuho-am.co.jp/>）および本書末尾に記載の、みずほ投信投資顧問株式会社の照会先にてご確認ください。

5. 反対受益者の買取請求の内容および手続きについて

繰上償還（信託終了）することとなった場合、書面決議において反対の意思表示を行った受益者の方は、平成25年6月6日から平成25年6月25日までの期間において、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）を控除した価額）で、当ファンドを購入された販売会社のお取引店等を通じて受託会社に対し、受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます^(注)。なお、個人の受益者の方は買い取りによる譲渡益に、法人の受益者の方は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。（税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

(注) 受託会社が受益権を買い取る手続きとなるため、買取代金は、受託会社が指定の銀行口座に振り込みますが、買取代金より受託会社からの買取計算書の郵送料（簡易書留）および買取代金の振込手数料（税込み）が差し引かれます。また、買取代金の支払いに際して、通常の方法（一部解約）によるご換金よりも日数を要する場合があります。

※ 書面決議において反対の意思表示を行った受益者の方には、みずほ投信投資顧問株式会社より「買取請求のお知らせ」を直接ご送付させていただきます。

なお、当ファンドは、上記の書面決議における意思表示の有無にかかわらず、当ファンドを購入された販売会社のお取引店等において、所定の方法により一部解約の実行の請求によりご換金いただくことができます。

ご不明な点がございましたら、下記のみずほ投信投資顧問株式会社の照会先までお問い合わせください。

みずほ投信投資顧問株式会社

【電話番号】 0120-324-431 ※受付時間：営業日の午前9時～午後5時

【ホームページアドレス】 <http://www.mizuho-am.co.jp/>

以上

書面決議参考書類

みずほ投信投資顧問株式会社

（「グローバル・インフラ関連株ファンド」の繰上償還（信託終了）および信託約款変更）

1-1. 繰上償還（信託終了）（予定）

当ファンドは、平成25年7月30日をもって信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）する予定です。

1-2. 投資信託約款の変更案

繰上償還（信託終了）を実施する場合に同時に行う信託約款変更の内容は以下の通りとなります。

<変更後>	<変更前>
<p>信託金の限度額 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。<u>ただし、平成25年7月1日以降は、信託金を追加することができません。</u> ② (略)</p> <p>受益権の申込単位および価額 第13条 (略) ②～⑦ (略) ⑧ <u>第1項の規定にかかわらず、平成25年6月27日以降において、指定販売会社は、新規の受益権の取得の申込みの受け付けを中止します。</u></p>	<p>信託金の限度額 第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。 ② (略)</p> <p>受益権の申込単位および価額 第13条 (略) ②～⑦ (略)</p>

2. 投資信託契約の解約および投資信託約款の変更の理由ならびに相当性に関する事項

当ファンドは、信託約款第47条第2項において、受益権の口数が10億口を下回る場合には、繰上償還（信託終了）させることができる旨を規定しております。

現在、当ファンドの受益権口数は、10億口を下回る状態が続いており、今後も残高の回復が見込み難しく、運用の基本方針に則った運用を行うことが困難な状況となっています。このような環境下、弊社といたしましては、当ファンドの運用を継続することは受益者の皆様にとって好ましくなく、信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利と判断いたしました。

なお、繰上償還（信託終了）を実施する場合には、新規資金を効率的に運用することが困難となるため、当ファンドにおける平成25年6月27日以降の新規の取得申込みを受け付けないものとする信託約款変更を同時に実施いたします。

3. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

平成25年7月30日（繰上償還（信託終了）日（予定））

4. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

平成25年6月27日（信託約款変更実施日（予定））

5. 投資信託契約の解約の中止に関する条件

本件の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の多数の賛成が得られなかった場合には、繰上償還（信託終了）に係る手続きを中止いたします。

6. 投資信託約款の変更の中止に関する条件

繰上償還（信託終了）に係る手続きを中止する場合（本件の書面決議において、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上の多数の賛成が得られなかった場合）には、新規の取得申込みを受け付けないものとする信託約款変更に係る手続きを中止いたします。

7. 投資信託約款で定められた受益権の内容に対する変更、または受益権の価値に与える重大な影響の内容および相当性に関する事項

該当事項はありません。

8. 投資信託契約の解約および投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

9. 直近の基準価額、純資産総額および受益権総口数（平成25年3月29日現在）

基準価額	:	7,324 円（1 万口当たり）
純資産総額	:	301,609,946 円
受益権総口数	:	411,800,978 口

10. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

グローバル・インフラ関連株ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	第 8 期計算期間 (平成 24 年 4 月 16 日現在)	第 9 期計算期間 (平成 24 年 10 月 15 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,490,392	16,823,267
親投資信託受益証券	324,714,388	244,276,170
未収利息	67	39
流動資産合計	353,204,847	261,099,476
資産合計	353,204,847	261,099,476
負債の部		
流動負債		
未払解約金	596,683	1,995,700
未払受託者報酬	128,746	109,351
未払委託者報酬	3,126,620	2,655,720
その他未払費用	18,334	15,553
流動負債合計	3,870,383	4,776,324
負債合計	3,870,383	4,776,324
純資産の部		
元本等		
元本	598,084,486	448,392,742
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△248,750,022	△192,069,590
元本等合計	349,334,464	256,323,152
純資産合計	349,334,464	256,323,152
負債純資産合計	353,204,847	261,099,476

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

区 分	第 8 期計算期間 (自 平成 23 年 10 月 18 日 至 平成 24 年 4 月 16 日)	第 9 期計算期間 (自 平成 24 年 4 月 17 日 至 平成 24 年 10 月 15 日)
営業収益		
受取利息	7,964	6,872
有価証券売買等損益	41,966,221	△5,438,218
営業収益合計	41,974,185	△5,431,346
営業費用		
受託者報酬	128,746	109,351
委託者報酬	3,126,620	2,655,720
その他費用	18,334	15,553
営業費用合計	3,273,700	2,780,624
営業利益又は営業損失 (△)	38,700,485	△8,211,970
経常利益又は経常損失 (△)	38,700,485	△8,211,970
当期純利益又は当期純損失 (△)	38,700,485	△8,211,970
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	3,414,717	△2,518,794
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△351,277,380	△248,750,022
剰余金増加額又は欠損金減少額	78,022,199	62,957,447
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	78,022,199	62,957,447
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,780,609	583,839
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	10,780,609	583,839
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△248,750,022	△192,069,590